

# 茨城県報 号外(2)

昭和45年4月27日

月曜日

(明治35年3月17日  
第三種郵便物認可)

## 目 次

### 告 示

	ページ
●道路の区域変更(11件)(道路維持課) .....	1
一般国道294号線 .....	1
県道静大宮線 .....	2
県道実倉玉里線 .....	2
県道戸崎上稲吉線 .....	3
県道大村石下線 .....	3
県道酒詰水海道線 .....	4
県道下妻真壁線 .....	4
県道木崎雨引停車場線 .....	5
県道上新田木原線 .....	6
県道江戸崎神崎線 .....	6
県道中里岩井線 .....	7
●道路の供用開始(11件)( " ) .....	7
一般国道294号線 .....	7
県道静大宮線 .....	7
県道実倉玉里線 .....	8
県道戸崎上稲吉線 .....	8
県道大村石下線 .....	8
県道酒詰水海道線 .....	9
県道下妻真壁線 .....	9
県道木崎雨引停車場線 .....	10
県道上新田木原線 .....	10
郡道江戸崎神崎線 .....	10
県道中里岩井線 .....	11

## 告 示

### 茨城県告示第558号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和45年4月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年4月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

2 路線名 294号線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
下妻市大字下妻字坂本乙 1038-1地先から	前	メートル 3.6~11.0	メートル 4,550.0	
	後	3.6~11.0	4,550.0	
結城郡千代川村大字宗道字上宿 12-1地先まで		8.5~45.0	3,002.0	

茨城県告示第559号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和45年4月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年4月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 道路の種類 県 道

2 路線名 静大宮線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡大宮町大字上村田字前田 1240の1地先から	旧	メートル 4.0~11.0	メートル 220.0	
	新	8.8~12.4	202.0	
那珂郡大宮町大字上村田字新田 1126地先まで				

茨城県告示第560号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和45年4月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年4月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 道路の種類 県 道

2 路線名 実倉玉里線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡玉里村大字下玉里 字大井戸前746—2地先から	旧	メートル 5.3~8.6	メートル 1,230.0	
新治郡玉里村大字川中子 字火之橋1365—1地先まで	新	5.9~8.6	1,230.0	

茨城県告示第561号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和45年4月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和45年4月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 戸崎上稲吉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
土浦市菅谷町字前原 1273—17地先から	旧	メートル 6.0~9.0	メートル 1,145.0	
土浦市菅谷町字桃山 1535地先まで	新	8.0~10.0	1,145.0	

茨城県告示第562号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和45年4月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和45年4月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 大村石下線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡豊里町大字高野字権見前 106地先から	旧	メートル 8.1~10.3	メートル 232.0	
筑波郡豊里町大字高野字長井戸 815地先まで	新	9.8~11.1	232.0	
筑波郡豊里町大字高野字木根橋 165地先から	旧	8.4~9.6	105.0	
筑波郡豊里町大字高野字木根橋 144地先まで	新	9.5~10.1	105.0	

茨城県告示第563号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和45年4月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和45年4月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 酒 詰 水 海 道 線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡谷和原村大字上長沼 字門田4地先から	旧	メートル 7.2~9.8	メートル 380.0	
筑波郡谷和原村大字上長沼 字宅地附1322地先まで	新	7.3~10.6	380.0	

茨城県告示第564号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和45年4月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和45年4月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 下 妻 真 壁 線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡明野町大字宮山字堂ノ下 381-2地先から	旧	メートル 9.0~10.0	メートル 77.0	
真壁郡明野町大字宮山字堂ノ下 380-1地先まで	新	10.0~11.0	77.0	
真壁郡明野町大字宮後字下谷 2100-1地先から	旧	9.0~15.0	85.0	
真壁郡明野町大字宮後字大馬場 2154-1地先まで	新	11.0~19.0	85.0	
真壁郡明野町大字宮後字大馬場 2154-1地先から	旧	9.0~10.0	55.0	
真壁郡明野町大字宮後字大馬場 2154-1地先まで	新	11.0~13.0	55.0	

茨城県告示第565号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和45年4月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和45年4月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 木崎雨引停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡大和村大字大国王字宝塚 1376-1地先から	旧	メートル 7.5~11.0	メートル 466.0	
真壁郡大和村大字大国王字宝東 239-8地先まで	新	9.8~17.0	466.0	

茨城県告示第566号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和45年4月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年4月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 上新田木原線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡美浦村大字牛込字西堂面 683地先から	旧	メートル 3.2~11.2	メートル 418	
稲敷郡美浦村大字牛込字行面 160-1地先まで	新	8.0~13.2	336	

茨城県告示第567号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和45年4月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年4月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 江戸崎神崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡江戸崎町大字高田字戸頭 2062-3地先から	旧	メートル 4~10	メートル 884.6	
稲敷郡江戸崎町大字高田字宮本 1393-1地先まで	新	8~23.2	858	

茨城県告示第568号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和45年4月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年4月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中里岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡猿島町大字生子字宿坪 2122-1地先から	旧	メートル 5.0~18.0	メートル 410.0	
猿島郡猿島町大字生子字広畑 1296-2地先まで	新	9.0~21.0	410.0	

茨城県告示第569号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和45年4月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年4月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 一般国道294号線
- 2 供用開始の区間 下妻市大字下妻字小野子戊109地先から  
結城郡千代川村大字宗道字上宿12-1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和45年4月27日

茨城県告示第570号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和45年4月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年4月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道静大宮線

- 2 供用開始の区間 那珂郡大宮町大字上村田字前田1240の1地先から  
那珂郡大宮町大字上村田字新田1126地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和45年4月27日

茨城県告示第571号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和45年4月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和45年4月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道宍倉玉里線
- 2 供用開始の区間 新治郡玉里村大字下玉里字大井戸前746-2地先から  
新治郡玉里村大字川中子字火之橋1365-1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和45年4月27日

茨城県告示第572号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和45年4月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和45年4月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道戸崎上稲吉線
- 2 供用開始の区間 土浦市菅谷町字前原1273-17地先から  
土浦市菅谷町字桃山1535地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和45年4月27日

茨城県告示第573号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和45年4月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和45年4月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道大村石下線
- 2 供用開始の区間



筑波郡豊里町大字高野字権見前1060地先から  
筑波郡豊里町大字高野字長井戸815地先まで

筑波郡豊里町大字高野字木根橋165地先から  
筑波郡豊里町大字高野字木根橋144地先まで

- 3 供用開始の期日 昭和45年 4 月27日

**茨城県告示第574号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和45年 4 月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年 4 月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道酒詰水海道線  
2 供用開始の区間 筑波郡谷和原村大字上長沼字門田 4 地先から  
筑波郡谷和原村大字上長沼字宅地附1322地先まで  
3 供用開始の期日 昭和45年 4 月27日

**茨城県告示第575号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和45年 4 月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年 4 月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道下妻真壁線  
2 供用開始の区間

真壁郡明野町大字宮山字堂ノ下381-2地先から  
真壁郡明野町大字宮山字堂ノ下380-1地先まで

真壁郡明野町大字宮後字下谷2100-1地先から  
真壁郡明野町大字宮後字大馬場2154-1地先まで

真壁郡明野町大字宮後字大馬場2154-1地先から  
真壁郡明野町大字宮後字大馬場2154-1地先まで

- 3 供用開始の期日 昭和45年 4 月27日

茨城県告示第576号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和45年4月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年4月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道木崎雨引停車場線
- 2 供用開始の区間 真壁郡大和村大字大国玉字宝塚1376—1地先から  
真壁郡大和村大字大国玉字宝東239—8地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和45年4月27日

茨城県告示第577号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和45年4月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年4月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道上新田木原線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡美浦村大字牛込字西堂面683地先から  
稲敷郡美浦村大字牛込字行面160—1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和45年4月27日

茨城県告示第578号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和45年4月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年4月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道江戸崎神崎線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡江戸崎町大字高田字戸頭2062—3地先から  
稲敷郡江戸崎大字高田字宮本1393—1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和45年4月27日

茨城県告示第579号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和45年4月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和45年4月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道中里岩井線
- 2 供用開始の区間 猿島郡猿島町大字生子字宿坪2122—1地先から  
猿島郡猿島町大字生子字広畑1296—2地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和45年4月27日

◀ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ▶

# ◇ 茨 城 県 報 ◇

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県印刷所あてお申し込み下さい。購読料は，昭和45年4月1日から送料とも1カ月300円であります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）  
休日の場合は繰り下ぐ（金 3 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人  
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所